

○猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の制定について(通達)

平成21年11月30日

福岡県警察本部内訓第35号

本部長

この度、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程を制定し、12月4日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、猟銃及び空気銃の取扱い等の講習会に関する規程の制定について(昭和41年福岡県警察本部内訓第6号)は、廃止する。

また、この内訓の施行の際、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規定について保存することとされた受講申込書は、別に定めるところにより保存することとされた期間保存しておくこと。

記

1 趣旨

この内訓は、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程(平成21年12月福岡県公安委員会告示第361号。以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会(以下「講習会」と総称する。)の開催に関する公表、受講申込み、講習事務その他必要な事項について定めるものである。

2 講習会の公表(規程第3条関係)

講習会の公表は、福岡県公報に登載するほか、警察署等の掲示板その他各種広報媒体を利用して、受講希望者に十分に周知徹底するよう配意するものとする。

3 受講申込みの取扱い(規程第4条関係)

警察署長は、猟銃等講習受講申込書(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)別記様式第19号)及び年少射撃資格講習受講申込書(規則別記様式第68号)(以下これらを「受講申込書」という。)を受理した場合は、次の要領により処理するものとする。

- (1) 受講申込書の記載事項は、事実と相違ないか審査すること。
- (2) 講習通知書(規程別記様式)に講習会の区分、日時及び場所を記載し、テキストと併せてこれを受講申込者に交付すること。
- (3) 受講申込書の予定欄の受講年月日及び受講場所を記載し、受理した受講申込書は、警察署に講習会受講者台帳として編集の上保管し、その写しを速やかに生活安全部生活保安課長(以下「生活保安課長」という。)又は当該講習の事務を行う警察署長に送付すること。

(4) 講習通知書を交付した後、講習会の日時又は場所に変更が生じた場合は、受講申込者にその旨を通知すること。

4 講習関係事務(規程第7条から第9条まで関係)

生活保安課長及び警察署長は、講習会が適正に行われるよう次の要領により処理するものとする。

(1) 受講申込書に貼付された写真により受講者と受講申込者とが同一人物であるかどうかについて確認を行った上、受講番号を与えること。

(2) 講習会は、所定の講習科目について行うこと。

(3) 講習会の終了後、速やかに講習修了証明書(規則別記様式第20号)又は年少射撃資格講習修了証明書(規則別記様式第69号)(以下これらを「証明書」という。)を交付すること。ただし、規程第8条及び第9条に規定する考査を受講し、その結果が合格基準に達した者に対して交付するものとする。

(4) 証明書を交付する場合は、受講申込書の証明書番号欄及び実施欄に必要事項を記載すること。

(5) 講習会の考査結果、証明書の交付年月日等を受講申込者の住所地を管轄する警察署長に通知すること。

5 関係書類の保存

生活安全部生活保安課及び警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
講習会受講者台帳	講習受講申込書	3年